

規則第 4 号

福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 基準点等（第 2 条 - 第 9 条）

第 3 章 成果等（第 10 条 - 第 12 条）

第 4 章 補則（第 13 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例（平成 29 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 基準点等

（使用申請）

第 2 条 条例第 5 条の承認を受けようとする者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第 1 号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請の承認をするときは、使用承認書（様式第 2 号）によるものとする。

3 基準点等を使用する者は、前項の使用承認書を携行し、当該基準点の設置されている土地若しくは建物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）又は町職員の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4 基準点等を使用して測量を実施した者は、使用完了後速やかに使用報告書（様式第 3 号）に次に掲げる図書を添付し、町長に報告しなければならない。

（1）現況報告書

（2）測量精度管理表

（3）測量成果及び測量簿等

（事前確認）

第 3 条 基準点等を使用して測量を行おうとする者は、事前に使用する基準点等について、異状がないかどうかの確認を行うものとする。

2 前項の確認を行った者は、基準点等に異状があった場合はその使用を中止し、前条第 4 項の使用報告書（様式第 3 号）により異状を報告し、他の異状のない基準点等を使用するものとする。

（工事施行の届出）

第 4 条 基準点等の付近で次に掲げる工事をしようとする者（以下、「工事施工者」という。）

は、あらかじめ条例第 6 条第 1 項の届出を基準点等付近工事施行届出書（様式第 4 号）

により町長に提出し、基準点等付近工事施行指示書（様式第 5 号）に基づき基準点等の

保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、基準点等の一時撤去又は移転の承認を受けた場合は、この届出を省略できる。

- (1) 掘削底面端から 45 度以上の線に基準点等の構造物が入る掘削工事
- (2) 車両、重機等の振動が基準点等に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事
- (3) その他基準点等の効用に支障を来すおそれがある工事

2 前項の届出書には、おおむね次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置、基準点等の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図及び町長の指示する測量資料
- (3) 現場写真（基準点等、基準点等周辺及び全引照点を確認できるもの）
（一時撤去又は移転）

第 5 条 工事施工者は、基準点等を一時撤去又は移転する必要がある場合には、条例第 6 条第 1 項の承認申請を一時撤去・移転承認申請書（様式第 6 号）により町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、おおむね次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置、基準点等の位置関係を明示したもの）
- (2) 現場写真（基準点等及びその周辺が確認できるもの）
- (3) 再設位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
- (4) 構造図（再設置工事の状況がわかるもの）

3 条例第 6 条第 4 項の承認は一時撤去・移転承認書（様式第 7 号）によりするものとする。

4 土地所有者等は、自身の都合により基準点等を一時撤去又は移転する必要がある場合は、一時撤去・移転請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

（効用の確認）

第 6 条 工事施工者は、前 2 条に規定する工事が完了したとき又は次条の規定に基づき機能回復を行ったときは、測量法第 50 条又は第 51 条の資格を有する者が基準点等の効用確認を行い、その結果を効用確認報告書（様式第 9 号）により町長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 竣工写真（基準点等及びその周辺が確認できるもの）
- (2) 基準点等の異常の有無が確認できる測量資料
- (3) 測量法第 49 条に基づく登録通知の写し
- (4) 一時撤去及び移転を伴った場合は、設置工事の出来形及び施行状況を確認できる写真

3 基準点等を移転した場合には、前項に加え、新点位置に関する次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 精度管理表
- (2) 測量成果表

- (3) 基準点網図
- (4) 基準点配置図
- (5) 点の記
- (6) 観測手簿及び観測記簿
- (7) 計算簿
- (8) 建標承諾書
- (9) 基準点一覧図

4 町長は、第1項の報告があったときは、基準点等の効用に異状がないかを確認し、基準点等の効用に異状が確認されたときは、工事施工者に対し機能回復指示書(様式第10号)により機能回復を指示することができる。

(機能の回復)

第7条 工事施工者が第4条及び第5条に掲げる工事に伴い、基準点等の効用に支障を来した場合には、原則として当該基準点等を既設と同様の位置及び構造により再設置し、又は測量の成果を修正することで機能の回復を行わなければならない。

2 前項の工事は原則として工事施工者が行わなければならない。

(費用の負担)

第8条 基準点等の設置工事及び測量作業に要する費用の負担は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事施工者が基準点等の効用に支障を来した場合は、工事施工者の負担とする。
- (2) 土地所有者等の請求により、基準点等の一時撤去及び移転が必要となったときは福智町が負担する。

(準用)

第9条 前2条の規定は工事施工者以外のもので基準点等の効用に支障を来した者に準用する。この場合において第7条1項中「工事施工者が第4条及び第5条に掲げる工事に伴い、基準点等の効用に支障を来した場合には」とあるのは「基準点等の効用に支障を来した者(以下、「行為者」という。)は」と、第7条第2項から第8条中「工事施工者」とあるのは「行為者」と読み替えるものとする。

第3章 成果等

(閲覧及び交付)

第10条 成果等の閲覧及び交付を受けようとする者は地籍調査成果等閲覧・交付(兼使用承認)申請書(様式第11号)により、町長に申請しなければならない。ただし、公用の場合は地籍調査成果等閲覧・交付(兼使用承認)申請書(様式第12号)によるものとする。

(成果等の使用承認申請)

第11条 成果等を使用して測量を実施しようとするも者は、前条の申請書(様式第11号又は様式第12号)により、町長に申請しなければならない。ただし、閲覧及び交付の申

請をする場合はこれをあわせて申請することができる。

(特別措置)

第12条 前条の申請によるもののほか、国又は地方公共団体からの照会で、急を要するときは、照会者及び照会内容を確認のうえ、これに応じるものとする。

(確認申請)

第13条 地籍調査実施中の地区内の土地において、地積測量図の添付を要する土地の表示に関する登記申請を行う者で、地籍調査中の筆界との符合確認を必要とする者は、確認申請書(様式第13号)に必要事項を記載し、必要な書類を添えて申請しなければならない。

2 福智町は前項の規定による申請があったときは、当該測量図に記載された筆界と地籍調査の筆界とを照合し、符合すると確認したときは当該測量図に財政課長之印を押印し符合証明の確認年月日を記載するものとする。

第4章 補則

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規則第1号)

この規則は、平成31年1月8日から施行し、平成30年12月8日から適用する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

使用承認申請書

年 月 日

福 智 町 長 殿

申請者 住所
氏名

福智町の基準点等の使用について、福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例施行規則第 2 条 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測量地域		
使用する 基準点等	計 点	
測量方法		
計 画 機 関	名称	
	代表者名	
	所在地	
	担当者	TEL
作 業 機 関	名称	
	代表者名	
	所在地	
	担当者	TEL
添付資料	1 位置図 2 その他	

様式第 2 号 (第 2 条関係)

使用承認書

様

申請者 住所
氏名

年 月 日に申請のありました福智町の基準点等の使用について、福智町基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例施行規則第 2 条 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
測量地域		
使用する 基準点等	計 点	
測量方法		
作業 機 関	名称	
	代表者名	
	所在地	
	担当者	TEL

承認条件

1. 別紙使用条件を遵守すること。
2. 使用終了後は、使用報告書 (様式第 3 号) を提出すること。

第 号
年 月 日

福智町長	
担当連絡先	財政課国土調査係 (TEL 0947-22-7771)

別紙

使用条件

- 1 作業者は、基準点等の使用にあたって立ち入る施設等の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを明らかにし、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合にはそれに従うこと。
- 3 作業者は、基準点等の使用時には使用承認書を携帯すること。
- 4 基準点等の使用にあたってはその取扱いに特に留意し、保全に努めるとともに、周辺を汚さないようにすること。
- 5 安全対策に万全を期すこと。
- 6 基準点等及び立入る施設に損害を与えた場合は、作業機関の負担で原形復旧すること。
- 7 作業者は基準点等及びその周辺の現況を報告し、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに町長に申し出ること。
- 8 作業者は、基準点等の使用を完了したときは、遅延なく使用報告書に次の書類を添付し、町長に提出すること。
 - (1) 現況報告書
 - (2) 測量精度管理表
 - (3) 測量成果及び測量簿等

様式第3号（第2条・第3条関係）

使用報告書	
年 月 日	
福 智 町 長 殿	
報告者 住 所 名 称 担当者	
基準点等の使用結果を下記のとおり報告します。	
使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
測量地域	
使用する 基準点等	計 点
使用承認番号	第 号
作 業 機 関	名称
	代表者名
	所在地
	担当者 TEL
使用結果 (精度)	No. ~No. 相対精度 1 :
	No. ~No. 相対精度 1 :
	No. ~No. 相対精度 1 :
	No. ~No. 相対精度 1 :
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)

--	--

*現況報告書、測量精度管理表、測量成果及び測量簿等を添付すること。

様式第4号（第4条関係）

<h2 style="margin: 0;">基準点等付近工事施工届出書</h2>		
年 月 日		
福 智 町 長 殿		
届出者 住所 氏名		
福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例施行規則 第4条1項の規定により、下記のとおり届け出ます。		
工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）	
工事概要		
基準点等の番号		
工 事 施 工 者	名称	
	代表者名	
	所在地	
	担当者	TEL
工 事 請 負 者	名称	
	代表者名	
	所在地	
	担当者	TEL
添付資料	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 引照点図 5 町長が指示する測量資料 6 現場写真	

様式第 5 号（第 4 条関係）

基準点等付近工事施工指示書	
年 月 日	
様	
年 月 日に届出のありました基準点等付近での工事施工について、次のとおり指示します。	
工事件名	
工事場所	
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
基準点等番号	
指示事項	
1 工事は基準点等の毀損等に十分注意し作業を行うこと。	
2 基準点等に何らかの異状が生じた場合は、速やかに福智町に連絡すること。	
3 届出書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに福智町に連絡すること。	
4 工事が完了したときは、速やかに効用確認報告書（様式第 9 号）を提出すること。	
第 号	
年 月 日	
福 智 町 長	
印	

担当連絡先	財政課国土調査係	(TEL 0947-22-7771)
-------	----------	--------------------

様式第6号(第5条関係)

一時撤去・移転承認申請書		
		年 月 日
福智町長 殿		
申請者 住所 (工事施工者) 氏名 連絡先		
<p>工事により支障となる基準点等の一時撤去・移転について、福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例施行規則第5条1項の規定により、次のとおり申請します。</p>		
移転・一時撤去理由		
工事件名		
工事場所	年 月 日から 年 月 日まで	
一時撤去・移転する 基準点等の番号		
移転 する 場合	移転先	
	土地所有者	住所 氏名
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
移転・一時撤去期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
工 事 請 負 者	名称	
	代表者名	
	所在地	
	担当者	TEL
測 量	名称	
	代表者名	

請 負 者	所在地	
	担当者	TEL
添付資料	2 位置図 2 平面図 3 現場写真 4 再設位置図 5 構造図	
備考		

様式第7号（第5条関係）

<h2 style="margin: 0;">一時撤去・移転承認書</h2>	
年 月 日	
様	
福智町長	
<p>年 月 日に申請のありました基準点等の移転・一時撤去について、福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果の活用に関する条例施行規則第5条3項の規定により、下記のとおり承認します。</p>	
承認事項	
移転先	
一時撤去・移転する 基準点番号	
完了期限	年 月 日とする
<p>承認条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再設置位置については、事前に福智町と協議すること。 2 再設置にあたり、事前に移転先土地所有者等との協議を十分行い、福智町が指示する手続きを行うこと。 3 測量標設置は、原則として既設と同様の構造とし、構造を変更する必要がある場合は、福智町と事前にその構造について協議すること。 4 測量標設置工事完了後は、速やかに効用確認報告書（様式第9号）を提出し、効用に異状がないと認めた場合には、福智町へ基準点標を引き渡すこと。 5 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合には、速やかに福智町に連絡すること。 	

担当連絡先	財政課国土調査係	(TEL 0947-22-7771)
-------	----------	--------------------

様式第8号 (第5条関係)

<h2 style="margin: 0;">一時撤去・移転請求書</h2>	
年 月 日	
福 智 町 長 殿	
請求者 住所 氏名	
福智町の基準点等の移転・一時撤去について、福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果の活用に関する条例施行規則第5条4項の規定により、次のように請求します。	
一時撤去・移転理由	
請求場所	
一時撤去・移転する 基準点番号	
請求期限	年 月 日まで
添付資料	1 位置図 2 写真 3 その他
備考	

様式第 9 号 (第 6 条関係)

効用確認報告書

年 月 日

福 智 町 長 殿

報告者 住 所
名 称
担当者

福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果の活用に関する条例施行規則第 6 条 1 項の規定により、次のとおり報告します。

工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)	
基準点番号		
基準点等の 効用確認状況	基準点等の効用確認を行った結果 1. 別紙資料のとおり効用に異状はありません。 2. 別紙資料のとおり効用に異状が認められるので、直ちに福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例施行規則第 7 条の規定に基づき機能の回復を行います。	
使用承認番号	第 号	
工 事 請 負	名称	
	所在地	
	担当者	TEL

者	
添付資料	1 竣工写真 2 引照点図 3 点検測量成果 4 測量法第 49 条に基づく登録通知の写し 5 その他

様式第 10 号 (第 6 条関係)

機能回復指示書		
年 月 日		
様		
福智町長		
<p>基準点等の効用に次のとおり異状が認められるので、福智町地籍調査の基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例施行規則第 6 条 4 項の規定により、機能回復を行うよう指示します。</p>		
基準点等番号		
場所		
効用阻害の状況		
指示事項	<ol style="list-style-type: none"> 効用阻害の状況に基づき、測量成果及び測量簿等を再度確認すること。 機能回復完了後、効用確認報告書(様式第 9 号)を提出すること。 	
原因等 <input type="checkbox"/> 付近工事 <input type="checkbox"/> 一時撤去 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> その他	工事件名	
	負者 工事請	所在地
		名称
	負者 測量請	所在地
名称		

担当連絡先	財政課国土調査係 (TEL 0947-22-7771)
-------	-----------------------------

様式第 11 号 (第 10 条・第 11 条関係)

地籍調査成果等閲覧・交付 (兼使用承認) 申請書

年 月 日

福智町長 殿

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 () _____
 委任者 住所 _____
 氏名 _____ 印

1. 申請理由

- 成果等の使用承認申請を伴う閲覧・交付申請 (成果を使用して測量を実施)
 測量を伴わない閲覧及び交付申請

2. 交付申請書類

種類	手数料	件数	対象地番
地籍調査成果の閲覧及び 写しの交付	400 円/件	枚	福智町大字

※町担当者記入欄合計 _____ 円

様式第 12 号 (第 10 条・第 11 条関係)

地籍調査成果等閲覧・交付 (兼使用承認) 公用申請書

年 月 日

福 智 町 長 殿

申請者 住所 _____
官公署の名称 _____
代表者 _____ 印
担当者所属・氏名 _____
電話番号 () _____

3. 申請理由

- 成果等の使用承認申請を伴う閲覧・交付申請 (成果を使用して測量を実施)
- 測量を伴わない閲覧及び交付申請

4. 交付申請書類

・筆界関係書類

種類	件数	対象地番
<input type="checkbox"/> 地籍調査成果の 閲覧		
<input type="checkbox"/> 地籍簿 (交付)		
<input type="checkbox"/> 地籍図 (交付)		
<input type="checkbox"/> 地積測定計算簿		

・基準点関係書類

種類	件数
<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点網図	
<input type="checkbox"/> 地籍図根多角点網図	
<input type="checkbox"/> 細部図根点配置図	
<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点の記	

<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点成果表	
<input type="checkbox"/> 地籍図根多角点成果表	
<input type="checkbox"/> 細部図根点成果簿	
<input type="checkbox"/> 街区三角点成果表	
<input type="checkbox"/> 街区三角点の記	
<input type="checkbox"/> 街区多角点成果表	
<input type="checkbox"/> 街区多角点の記	

様式第 13 号（第 13 条関係）

確認申請書

年 月 日

福智町長 殿

申請者 住所

氏名 印

登記名義人との関係（ ）

電話番号

福智町地籍調査基準点等の管理及び保全並びに成果等の活用に関する条例施行規則第 13 条の規定により、下記のとおり筆界等と符合確認を申請します。

記

申請の目的	
申請地の所在	福智町大字
登記名義人等 (所有者等)	(受任者) 住所 氏名 電話番号
	上記の者に確認申請の権限を委任します。 (委任者) 氏名 印 登記名義人との続柄（ ）
添付書類	地籍測量図 部

	地籍測量図の写し	部
	位置図	部
	委任状	部

* 登記名義人等（所有者等）本人の申請の場合、又は委任状を添付する場合は登記名義人等（所有者等）欄の記入は不要